

デジタル・セーフティネットの構築を

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

フランスの経済学者、ジャック・アタリ氏が、日経新聞のインタビューで「新型コロナの対策ではテクノロジーが力を持っている。問題はテクノロジーを全体主義の道具とするか、利他的かつ他者と共感する手段とすべきかだ。私が答える『明日の民主主義』は後者だ」と語っている。

筆者はアタリ氏の発言を発展させて、「新型コロナ対策については、テクノロジーをわれわれの生活防衛のために活用するという構想力が必要だ」というように解釈したい。

今回、わが国のコロナ経済対策、とりわけ家計への支援策を、欧米のそれと比較してつくづく感じるのは、わが国のデジタルテクノロジー対応が遅れている結果、セーフティネットが貧弱で不十分だということである。米国や英国の個人への現金給付策を見ていると、給付のスピードの速さと手続きの簡易さに驚愕する。

米国では、法律（経済対策法）が3月27日に成立し、そこから2-3週間で、対象者の口座に振り込まれる。基本的に自ら申請する必要はなく、IRS（米国歳入庁）が、昨年又は今年の申告データを使って、自動的に対象者を探し出して銀行口座に振り込むのである。

英国でも同様に、政府が対象者を見つけ出し、口座に振り込む。申請が必要とされる者は一部の例外で、彼らもオンラインでの申請である。ドイツでは、法律が成立し申請した2日後に数十万円振り込まれたというテレビ報道を見た。

一方わが国のコロナ経済対策の家計への緊急支援策である「生活支援臨時給付金」を見ると、あまりに複雑すぎて、誰が対象者かわからない。本人が申請して自治体の審査を受けるのではいつももらえるのかはっきりしない。オンライン申請も可能というが、それはマイナンバーカードを持っている場合だけだろう。結局、新型コロナウイルスに感染しないかとおびえながら窓口に出かけることになる。

このようなことが起きるのは、わが国では欧米と異なり、税務情報と社会保障情報を番号でつなげるセーフティネットのシステムが構築されていないことが原因である。冒頭のアタリ氏の言うデジタルの力が活用されていないということである。

わが国では2015年に番号（マイナンバー）制度が導入された。しかし国民のプライバシーへの配慮から、法律で番号の活用は厳しく

制限された結果、国民が番号で紐づいた所得情報に基づき社会保障給付を受ける制度は構築されていない。税と社会保障をデジタル的に連携させることができているので、今回のような緊急時にも、番号を活用して自治体から給付することはできないのである。筆者は、114話「デジタル・ガバメントは、マイナンバーカードの普及から」などこの連載で何度もこのことを指摘してきた。

番号は、税と社会保障を効率的・効果的にを行うことを目的として導入されたものだ。そこでこの緊急時に、番号法を改正し新たに情報連携事務に追加することによって、自治体の職員が番号とリンクしている税務情報（所得情報）を活用できるようにすることだ。今

後も今回のように予算措置で給付を行う場面は増えるかもしれない。今回の有事は、マイナンバー制度のメリットを国民が認識する絶好の機会である。直ちに番号を使えるように法改正を行い、予算を付けてシステムを作る必要がある。その際には銀行口座への付番を義務付ける必要がある。

今回のような緊急事態はこれからも予想される。デジタルの活用という観点から、医療分野のオンライン診療の普及、教育分野における遠隔教育システムの整備などがすでに課題となっている。税や社会保障の分野でも、デジタル時代にふさわしいセーフティーネットを構築していくことを急ぐ必要がある。必ずやって来る次の事態に備えて。